

第285回長崎県南部海区漁業調整委員会議事録

1. 開催年月日 令和3年10月14日(木) 14:00～15:00
2. 通知年月日 令和3年10月8日(金)
3. 公示年月日 令和3年10月8日(金)
4. 開催場所 長崎市尾上町3-1
長崎県庁 1階 大会議室A・B
5. 出席者(委員) 吉谷会長、吉本委員、本西委員、野田委員、村田委員、岡部委員、菊地委員、松尾委員、小林委員、中澤委員、浅川委員、岡村委員、山外委員、五島委員、松下委員
(事務局) 吉田事務局長、中ノ瀬事務局次長、市山課長補佐、渡辺係長、山下係長、遠山主任技師
(県) 漁業振興課 松本企画監
〃 漁業調整班 伊藤主任技師
〃 資源管理班 石田主任技師
6. 議題
第1号議案 大村湾におけるナマコ資源回復のための委員会指示発出について
第2号議案 新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について(諮問)
○その他
(1) 令和3管理年度におけるまあじの追加配分について

7. 議 事

(開 会)

事務局

ただ今から、第285回長崎県南部海区漁業調整委員会を開催いたします。まず、委員会開催にあたりまして会長よりご挨拶申し上げます。

会 長

(会長挨拶)

それでは、議事に入ります前に、本日の委員の出欠について事務局から報告願います。

事務局

本日は、委員の皆様がご出席されておりますので、漁業法第145条の規定によりこの委員会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日は漁業振興課から第2号議案説明のため漁業振興課漁業調整班から伊藤主任技師、その他の件で資源管理班石田主任技師が出席しておりますので紹介します。

会 長

これより議事に入ります。本日の議事録署名人は、慣例に従いまして、私の方から指名します。本日の議事録署名人は、岡村委員と本西委員にお願いします。

今回の議題は、お手元の資料のとおり、

○第1号議案

「大村湾におけるナマコ資源回復のための委員会指示発出について」

○第2号議案

「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」

○その他

「（1）令和3管理年度におけるまあじの追加配分について」

となっております。

それでは、第1号議案「大村湾におけるナマコ資源回復のための委員会指示発出について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

まず、第1号議案について、お手元の資料の2・3ページをご覧ください。大村湾海区漁協長会から要請文がまいっておりますので、朗読させていただきます。

(委員会指示発動要請文朗読)

また、お手元の資料の4～20ページに関連する資料を添付しております。担当者から説明いたします。

県担当者
(漁業振興
課資源管理
班)

- 平成20～令和2年度に取り組んできた自主的な管理措置の説明
 - ・採捕期間を当委員会指示により11月15日から翌2月15日までに制限
 - ・小型個体の採捕制限についてはアオナマコ・アカナマコの100g以下の採捕を禁止
- ナマコ類漁協取扱量及び資源量の推移について
 - ・R2年度取扱量は湾全体として、前年比62%減で、過去5中3平均も下回った。
 - ・R2年度推定資源量は湾全体として、アカ・アオナマコでは273トン、クロナマコも含めた全体としては367トンで、いずれも前年より減少。
- 令和3年度の対応案について
 - ・組合長会としても資源を永続的に利用したいため、これまでの同様の委員会指示を発出することにより取組の実効性を担保する。
 - ・引き続き有効期間3年間として発出したい。

会 長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご質問、ご意見等ございませんか。

(意見等なし)

会 長

ご意見等もないようですので、第1号議案「大村湾におけるナマコ資源回復のための委員会指示発出について」は原案どおり委員会指示を発出することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

ご異議もないようですので、第1号議案「大村湾におけるナマコ資源

回復のための委員会指示発出について」は原案どおり委員会指示を発出することに決定します。指示の発出日については、直近の公報掲載日とします。

続きまして、第2号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案について、お手元の資料の22ページをご覧ください。県から諮問文が参っておりますので、朗読させていただきます。

（諮問文朗読）

また、お手元の資料23ページに、関連する資料を添付しておりますので、県担当者（漁業調整班）から説明いたします。

県担当者
（漁業振興
課漁業調整
班）

以下の新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について、説明。

- ・あわび、さざえ、なまこ潜水器漁業（大瀬戸地区）
- ・なまこ、うに潜水器漁業（網場地区）内容を定める手続きについて、

会 長

ただいま、説明がありましたこのことについて、ご審議願います。

岡部委員

公示期間が1カ月、許可も1つということで、内々には共同漁業権を管理している漁協との協議も済んでいて、ここに諮られていると思いますが、例えばもし複数人から申請が来た場合、どのようになるのでしょうか。

県担当者

潜水器漁業ということで、共同漁業権内での許可となりますので、申請書類の中に、共同漁業権免許者の同意書、つまりは漁協の同意書を添付していただくことになっております。漁業権侵害にならないことの確約がとれていることの確認としてこの同意書を添付いただくこととしておりますので、これが第一段階のフィルターとなります。

仮に、複数者に同意書がついている場合は、県漁業調整規則の第11

条第5項、7項に定めております通り、これまでの許可の操業実績や、漁協の推薦、法令違反の有無等を勘案して、許可の優先順位を付けさせていただき、上位の方に許可するということとなります。

岡部委員

漁業法改正の後、新たに漁業を始めようと、許可を得ようとする方が増えてきています。従来からの漁協組合員の方ではないような方が現れた時に、漁協は、同意を出すか出さないかの判断が非常に難しい立場にあります。

現在、ほとんどの手続きで共同漁業権の管理者である漁協の同意を取ることが要件とされていますが、漁協が選ぶような形になるので、あまり漁協の同意書に依存しすぎない形にしていただくと、漁協を預かる立場としてはありがたいと思います。

県担当者

ご意見として承らせていただきたいと思います。ありがとうございます。

会 長

他にご意見等ございませんか。

(意見等なし)

会 長

他にご意見等もないようですので、第2号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」については、諮問原案どおり公示の内容を定めて差し支えない旨答申することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

ご異議もないようですので、第2号議案「新規の漁業許可に係る制限措置等の公示について（諮問）」については、諮問原案どおり公示の内容を定めて差し支えない旨答申することに決定します。

続きまして、その他の件とします。「(1) 令和3管理年度におけるまあじの追加配分について」、事務局の報告を求めます。

事務局

お手元の資料の25～31ページに関連する資料を配布しておりますので、県担当者から説明いたします。

県担当者
(漁業振興
課資源管理
班)

令和3管理年度におけるまあじの追加配分について、以下を報告。

変更前 18,200 t

変更後 21,200 t (+3,000 t)

- ・水産庁から、現時点で漁獲を予測し、当初配分量を超過する恐れがある場合、国の水産政策審議会に諮問して追加配分を受けられるようにしたいという照会があり、試算したところ、当初配分量を超える予測量となったため、追加配分を要望したもの。
- ・これを受け、国から長崎県へ3,000 tの追加配分があったもの。
- ・長崎県内ではこのうち2,800 tを中型まき網漁業枠へ配分する。

会長

ただいまの説明について意見等ありますか。

岡部委員

水産政策審議会が開催された日時を教えてください。

県担当者

9月17日でございます。

岡部委員

これまでも言ってきましたが、TACについては、1～12月、4～3月、7～6月の3種類の管理期間が存在しています。そして、7～6月の配分を決める時に、審議会はだいたい5月頃に開催されています。この9月17日の審議会というのは、1～12月の配分のための開催ではないと思いますので、別途開かれたという認識でよいのでしょうか。

県担当者

別途開かれたものと思います。

岡部委員

次回がたいだい11月頃に1～12月で管理しているものの審議会が開催されると思いますが、今回の3,000 tというのは、1～7月までの実績+過去5か年の最大数値を足し合わせて、合計20,900 t余りになったので、21,000 tを要望したということでした。

これまでの実績を重んじて出した数字ですので、最も現実的で安心で

きる数値かと思っておりますが、漁のことですので、まだどちらにブレるか分からない中、今後、国留保枠はどのようなルールによって消化していくのか。今回は要望通り数字が来たので良かったですが、いわしやあじ等乱高下が激しい魚種について、こちらが望むような数字が配分されないことも考えられるので、この追加配分のあり方について、しっかり研究していただきたいと思います。

今までは、通常の年3回の審議会の際に、追加協議も抵抗なくやっていたいていました。そのことで、宮崎県が年3回追加配分をもらった年もありました。そして、以前は、1~2件の追加配分のために審議会は開けませんという意見も聞いたことがあります。

今回は通常の審議会ではない審議会が開催されたようですが、別途何か案件があって開催されたのか、そういった情報も調査していただけると助かります。

県担当者

委員ご指摘の通り、留保枠の使い方は非常に重要になってくると考えています。これにつきましては、水産庁もルールの改定を検討されています。また、数量明示県、当県ではさば、まあじにつきましては、数量を明示されている県で枠組みを作り、当該県と大臣管理許可が全て合意すれば、既存のルールによらずとも必要な量の追加配分をもらえるというやり方が、すでにまいわしの対馬暖流系群ではできています。

この枠組みをまあじ、さば類でも作っていきこうという動きもありますので、長崎県としては、前向きに検討していきたいと思っております。

会長

他によろしいでしょうか。

委員の皆様から何かありますか。

松尾委員

ナマコについて、漁業の届け出があるのですが、ナマコ桁底びき網の許可を取れば、届け出なくでも良いと勘違いしている方が多くいます。ほこ突きも全て届け出て出漁していると思うのですが、船名も全てチェックされているのでしょうか。うちの漁協では、船外機船をいくつか持っている方もおられて、どの船で出漁するか決まっていない場合は全ての漁船を届けないといけないのでしょうか。

県担当者

使用する可能性がある船については、全て届け出ないといけないかと

ということかと思いますが、対外的に見た時に区別がつかなくなるので、混乱をきたさないためにも使用する可能性がある船については、全て届け出ていただきたいと思います。

松尾委員 現状、漁協としてはどの船で出漁するか分からないので、持っておられる船は全て届け出ているのですが、そこまでののか疑問に思ってお尋ねしました。県側のチェックも大変だと思いますので、この船と決めて出てくださいと言った方が良いのかと。

県担当者 実際、去年は約 440 隻余りの届け出があり、おっしゃる通りボリュームはありますが、現場で無届け等の混乱が起きないように届け出ていただくべきかと思います。ただ、この船しか使わないと決められるようであれば、その船のみ届け出るという方法はあるかと思います。

岡村委員 無届けとなるとどうなるのですか。

県担当者 委員会指示違反となるため、2 回目の指示違反からはいわゆる裏付け命令違反となり、罰則の対象となってきます。

五島委員 届け出の話ですが、県は、ほこ突きでも出漁される方は、船名まで届け出てくださいと言っているんですよね。届け出る方が使う船は全て届け出ないといけないと思います。7 隻使うなら 7 隻届けておかないといけないし、それが面倒ということであれば、あらかじめ使う船を決めておく、そうすれば委員会指示違反にはならないです。

会 長 他にございませんか。

(意見等なし)

会 長 事務局から何かありませんか。

事務局 (オンライン出席の対応について、改めて案内。)

会 長 基本的には対面とのことですが、オンライン出席希望の方がいれば体

制は整えていただけるとのことですので、皆さんよろしくお願いたします。

それでは、これもちまして、第285回長崎県南部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

<閉 会>

(10月14日 15:00終了)